**平成２１年（フ）第１１４号**
山形県米沢市通町５丁目８番25号
債務者　服部　宣明（戸籍上の名宜明）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１１７号**
山形県米沢市成島町３丁目２番24号
債務者　渡部　直子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１２６号**
山形県南陽市赤湯323番地の３
債務者　中村　照美
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１２７号**
山形県長井市日の出町８番22―１号
債務者　嶋貫由美子
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１３１号**
山形県米沢市木場町６番８号
債務者　鈴木　美樹
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第１３２号**
山形県東置賜郡高畠町大字二井宿1070番地
債務者　高梨　　仁
1　決定年月日時　平成21年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２１年（フ）第２５０号**
群馬県高崎市下小鳥町63番地６　第３ロイヤル１－Ｃ、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町松之沢256番地
債務者　清水　俊行
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２１年（フ）第２２６号**
千葉県成田市本城42番地84
債務者　小嶋　嘉子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２３６号**
千葉県印西市西の原２丁目３番地６棟1404号
債務者　五十嵐勝弘
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２４６号**
千葉県八街市八街に455番地17
債務者　酒井　治子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２５９号**
千葉県富里市七栄358番地　メゾン・ド・ティアラ208
債務者　比良真知子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２６３号**
千葉県八街市八街に170番地５　市営住宅長谷団地６―15号
債務者　荒木田愛子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２６８号**
千葉県八街市八街へ214番地385
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２７０号**
千葉県白井市桜台２丁目６番11棟304号
債務者　飯島　　光
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第２７４号**
千葉県佐倉市上志津1672番地10　ローズタウンＣ棟619号
債務者　岡田　優子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

**平成２１年（フ）第１７６８号**
名古屋市守山区四軒家２丁目117番地　第２朝日ビル505号
債務者　平山徳行こと　鄭　　徳行
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第２５８号**
愛知県江南市藤ケ丘３丁目１番地８　江南団地53棟207号
債務者　松永　公香（旧姓大村）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２１年（フ）第２９８号**
愛知県一宮市浅野字比丘尼塚64番地７
債務者　久世　貴子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成21年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部